

平成26年第 1 回定例会

(初 日)

平成26年 3 月 4 日

平成26年第1回平川市議会定例会議事日程（第1号） 平成26年3月4日（火）
午前10時12分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案上程及び提案理由説明
- 第5 予算特別委員会の設置及び委員長・副委員長の選任
- 第6 議案第7号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第7 議案第8号 平川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第9号 平川市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例案
- 議案第10号 平川市国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例案
- 議案第11号 平川市介護保険条例の一部を改正する条例案
- 議案第12号 消費税法及び地方消費税法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例案
- 議案第13号 平川市運動施設条例案
- 議案第14号 平川市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する条例案
- 議案第15号 平川市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例案
- 議案第16号 平川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案
- 議案第17号 平川市運動施設平賀グラウンドの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第18号 平川市運動施設平賀屋内温水プールの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第19号 平川市運動施設平賀体育館の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第20号 平川市運動施設B&G尾上体育館、尾上武道館、尾上野球場、尾上テニスコート及び尾上体育館の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第21号 平川市運動施設碓ヶ関屋内温水プール（ゆうえい館）の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第22号 平成26年度平川市一般会計予算案
- 議案第23号 平成26年度平川市国民健康保険特別会計予算案

- 議案第 24 号 平成26年度平川市介護保険特別会計予算案
- 議案第 25 号 平成26年度平川市後期高齢者医療特別会計予算案
- 議案第 26 号 平成26年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計予算案
- 議案第 27 号 平成26年度平川市学校給食センター特別会計予算案
- 議案第 28 号 平成26年度平川市尾上地区住宅団地温泉事業特別会計予算案
- 議案第 29 号 平成26年度平川市簡易水道特別会計予算案
- 議案第 30 号 平成26年度平川市水道事業会計予算案
- 議案第 31 号 平成26年度平川市下水道事業会計予算案
- 議案第 32 号 平成26年度平川市広船財産区一般会計予算案
- 議案第 33 号 平成26年度平川市小和森財産区一般会計予算案
- 議案第 34 号 平成26年度平川市大坊財産区一般会計予算案
- 議案第 35 号 平成26年度平川市石郷財産区一般会計予算案
- 議案第 36 号 平成26年度平川市柏木町財産区一般会計予算案
- 議案第 37 号 平成26年度平川市大字大光寺財産区一般会計予算案
- 議案第 38 号 平成26年度平川市平田森財産区一般会計予算案
- 議案第 39 号 平成26年度平川市新館財産区一般会計予算案
- 議案第 40 号 平成26年度平川市沖館財産区一般会計予算案
- 議案第 41 号 平成26年度平川市葛川財産区一般会計予算案
- 議案第 42 号 平成26年度平川市吹上・高畑財産区一般会計予算案
- 議案第 43 号 平成26年度平川市原田財産区一般会計予算案
- 議案第 44 号 平成26年度平川市岩館財産区一般会計予算案
- 議案第 45 号 平成26年度平川市碓ヶ関財産区一般会計予算案
- 議案第 46 号 平成25年度平川市一般会計補正予算案（第7号）
- 議案第 47 号 平成25年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案（第3号）
- 議案第 48 号 平成25年度平川市介護保険特別会計補正予算案（第3号）
- 議案第 49 号 平成25年度平川市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第2号）
- 議案第 50 号 平成25年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算案（第3号）
- 議案第 51 号 平成25年度平川市水道事業会計補正予算案（第2号）
- 議案第 52 号 平成25年度平川市下水道事業会計補正予算案（第4号）
- 議案第 53 号 平成25年度平川市広船財産区一般会計補正予算案（第2号）
- 議案第 54 号 平成25年度平川市荒田財産区一般会計補正予算案（第1号）
- 議案第 55 号 平成25年度平川市大坊財産区一般会計補正予算案（第1号）
- 議案第 56 号 平成25年度平川市柏木町財産区一般会計補正予算案（第1号）
- 議案第 57 号 平成25年度平川市大字大光寺財産区一般会計補正予算案（第2号）
- 議案第 58 号 平成25年度平川市平田森財産区一般会計補正予算案（第2号）
- 議案第 59 号 平成25年度平川市新館財産区一般会計補正予算案（第1号）
- 議案第 60 号 平成25年度平川市原田財産区一般会計補正予算案（第2号）
- 議案第 61 号 平成25年度平川市岩館財産区一般会計補正予算案（第1号）

- 議案第 62 号 平成25年度平川市碓ヶ関財産区一般会計補正予算案（第 1 号）
 議案第 63 号 平成25年度平川市水道事業会計資本金の額の減少について
 議案第 64 号 平成25年度平川市下水道事業会計資本金の額の減少について
 議案第 65 号 平川市過疎地域自立促進計画の変更について
 議案第 66 号 東部辺地総合整備計画及び久吉辺地総合整備計画の策定について
 議案第 67 号 市道路線の認定について
 議案第 68 号 市有財産の減額貸付けについて
 議案第 69 号 平川市老人福祉センター条例を廃止する条例案
 議案第 70 号 平川市生きがい活動拠点施設条例の一部を改正する条例案

- 第 8 請願第 1 号 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書採択の請願
 請願第 2 号 国へ「T P P 交渉からの撤退を求める意見書」提出の請願

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（15名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	欠	8	工藤竹雄	15	古川昭二
2	欠	9	對馬實	16	成田敏昭
3	今俊一	10	齋藤政子	17	佐藤雄
4	欠	11	小笠原勝則	18	福士恵美子
5	欠	12	欠	19	古川敏夫
6	小野長道	13	齋藤律子	20	小田桐信勝
7	佐々木利正	14	田中友彦	—	—

○欠席議員（5名）

1 番 石田隆芳議員、2 番 鳴海伸仁議員、4 番 大澤敏彦議員、5 番 山田尚人議員、
 12 番 齋藤剛議員

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	長 尾 忠 行	会 計 管 理 者	菊 池 孝 夫
副 市 長	古 川 洋 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 畑 千 春
総 務 部 長	古 川 鉄 美	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	白 戸 照 夫
企 画 財 政 部 長	木 村 雅 彦	監 査 委 員 事 務 局 長	相 馬 正 治
市 民 生 活 部 長	佐 藤 俊 英	平 川 診 療 所 事 務 長	内 山 勝 徳
経 済 部 長	奈 良 進	碓 ヶ 関 診 療 所 事 務 長	狩 野 真
建 設 部 長	鳴 海 和 正	教 育 委 員 会 委 員 長	内 山 浩 子
水 道 部 長	櫻 庭 正 紀	教 育 長	柴 田 正 人
尾 上 総 合 支 所 長	樋 口 正 博	農 業 委 員 会 会 長	古 川 寛 三
碓 ヶ 関 総 合 支 所 長	花 岡 敏 則	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	内 山 久 人
教 育 委 員 会 事 務 局 長	芳 賀 秀 寿	代 表 監 査 委 員	古 川 敏 明

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	原 田 淳	主 査	古 川 聡 子
主 幹 兼 議 事 係 長	浅 原 勉	—	—

午前10時12分 開会及び開議

○議長
(田中友彦議員)

皆さん、おはようございます。

1番、石田隆芳議員、2番、鳴海伸仁議員、4番、大澤敏彦議員、5番、山田尚人議員、12番、齋藤剛議員の5名は、本日の本会議を欠席しております。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより、平成26年第1回平川市議会定例会を開会いたします。

報道関係者が議場内において、撮影をすることを許可しておりますので、御了承願います。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、20番、小田桐信勝議員及び3番、今俊一議員を指名いたします。

○議長

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

去る2月26日、議会運営委員会を開催し、会期について協議いたしましたところ、御手元に配布した会期日程表（案）のとおり、会期は本日4日から13日の10日間に決定になってございます。

なお、一般質問の通告は御手元に配布した一般質問通告一覧表のとおり、5人となってございます。

お諮りします。

議会運営委員会の決定のとおり、本定例会の会期は、本日4日から13日までの10日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日4日から13日までの10日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

市長より、議案第7号から議案第70号の合計64件が提出されました。

議案等の説明のため、市長、副市長、教育委員会委員長、教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員、各関係部長等の出席を求めました。

監査委員より、平成25年10月から1月分の例月出納検査報告書、財政援助団体監査の結果報告について、指定管理者監査の結果報告について、学校及び行政機関の定期監査の結果報告について。以上が提出されましたので、御報告いたします。

議会運営委員長より、去る2月26日開催された平成26年第2回議会運営委員会において、申し合わせしました事項について配布しておりますので、御精読願います。

平成25年第4回定例会報告以降の議会の諸般事項報告書を配布しておりますので、御了承願います。

特定秘密保護法の撤廃を求める意見書採択の請願、国へ「TPP交渉からの撤退を求める意見書」提出の請願、日本政府に「核兵器全面禁止の決断と行動を求める」意見書の採択を求める陳情書、垂直離着陸機MV22オスプレイの配備撤回、低空飛行禁止を求める陳情書、要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書提出に関する要望書、これからの勤労青年教育のあり方に関する要望書の写しを配布しておりますので、御精読願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案上程及び提案理由説明に入ります。

議案第7号から議案第70号までを一括議題とし、市長より提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

（市長登壇）

○市長
(長尾忠行)

おはようございます。

本日、平成26年第1回平川市議会定例会の開会に際し、市政運営に関する基本的な考えと所信を述べさせていただきます。

私は、この度の市長選挙におきまして、多くの市民の皆様方から温かい御支援・御支持を賜り、市政を担わせていただくことになりました。市民の皆様からいただいた信頼と期待をしっかりと受けとめ、今後はその負託に応えるため、全力で職務に当たる所存であります。市民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

さて、国の大胆な経済政策から1年余が経過し、長年続いてきたデフレ不況からの脱却や、景気回復を伝えるニュースが久しく感じられるようになりました。しかし、本市においては経済波及効果が限定され、景気刺激策の恩恵が全体に及んでいない状況にあります。雇用賃金の低迷に加え少子高齢化の進行などにより、地域に閉塞感が漂うとともに、合併後8年が経過したいまでも、旧町村間の格差感が市民の中に潜在しておりますことは、まことに憂慮すべき問題であります。

少子化、人口減少、高齢化社会、後継者不足といった流れに歯どめをかけ、持続的に成長可能な地域社会をつくっていくためには、行政に対する依存度が高いこれまでのまちづくりから、「市民が主役のまちづくり」に転換する必要があると考えます。

また、自主財源に乏しく、国からの交付税に頼らざるを得ない本市にとっては、地域における課題の全体を把握し、時代の変化を見極めながら優先順位を決め、それぞれの地域に見合った施策を遂行していかなければならない時代に来ていると考えます。

これらの考えをもとに、私は公約として、「対話と実行」「透明性と発信力」「公正・公平」の三つの基本姿勢を軸に、「産業で元気」「安全・安心・健康で元気」「人材で元気」「女性が元気」「子供が元気」「高齢者が元気」「スポーツで元気」「文化・観光で元気」「環境で元気」「市役所が元気」この10項目をテーマとした、「元気なまちづくりプロジェクト10」を皆様にお示しいたしました。

公約の実現に向けて、具体的な方針を御説明申し上げます。

まず一つ目の「産業」の振興であります。農業は本市の基幹産業であり、その活性化は地域コミュニティを強固にするためにも不可欠なものであります。加えて農業が元気でなければ、まちに賑わいが生まれません。私は農林業を成長産業と位置づけ、産業力を強化したいと考えています。農業の六次産業化の推進はもとより、豊富な農畜産物を原材料として、本市に多く立地する食品メーカーの技術を生かした商品開発と、商工会挙げての販売といった農商工連携によるブランドづくりを支援してまいります。

また、新たな農業政策の下で、農業の持続的な発展を図っていくため、作目ごとの営農ビジョンを明確に区分し、将来展望ができる経営指標を

示して、その実現に向け支援してまいります。企業の育成につきましては、融資面に加え、経営革新の取り組みを支援するとともに、市の事業発注にあたっては、地元企業の受注機会を増加させ、雇用の場の確保にも結び付けてまいりたいと考えています。

二つ目の「安全・安心・健康」の推進につきましては、東日本大震災や昨年の豪雨災害での教訓を生かし、災害に強いまちづくりを進めます。現在、平川市地域防災計画の見直しを進めておりますが、間もなく完了する予定です。完了後は、市民の皆様への啓発に努めるとともに、引き続き自主防災組織の育成、防災施設等の整備、消防団装備の充実など、安全・安心なまちづくりのための総合的な対策に取り組めます。

健康分野につきましては、昨年、当市の男性の平均寿命が全国ワースト7位という結果が新聞に掲載されました。健康寿命県下ナンバー1を目指して、市民の自主的な健康づくりを支援するとともに、教育機関、医療機関、企業、町内会等、あらゆる機関・団体と市が連携・協働し、健康づくりを地域全体で支援する仕組みの構築など、環境整備に取り組んでまいります。

三つ目の「人材」の育成であります。私は、人口減少社会、超高齢社会において重要なことは、市民一人一人が、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識を持つことであると考えます。地域ごとに抱える課題に、迅速に、きめ細かく対処し、一層住み良いまちづくりを進めるために、「市民が主役のまちづくり」の柱として、地域自治組織の形成・育成を促進してまいります。

また、そのプロセスにおいて、まちづくりは人づくりとも言われるとおり、地域づくりのリーダーとなるべき人材の確保・育成が必要になってきます。そのため、まちづくり人材バンクの創設や「夢と志を持って未来に挑戦する人材の育成」に努めてまいります。

四つ目の「女性」の育成につきましては、農村女性のさまざまな起業活動、加工商品開発やグリーンツーリズム関連の活動などを支援し、女性の活躍の場を拡大してまいります。

また、活気に満ちた地域づくりには、女性の視点、考え方が重要でありますので、各種委員への登用はもとより、文化活動やスポーツ活動など、あらゆる分野への女性の参画を促進してまいります。

五つ目の「子供」の育成につきましては、本市の未来を担う子供たちが、確かな学力を身に付け向上させることができるよう、学習指導の充実に努めてまいります。

また、家族や地域を思いやる心豊かな人間性や、たくましく生きるための健康と体力、これらの調和のとれた子供たちの育成に努めてまいります。

老朽化した教育施設は、改修等を実施し、子供たちが安全に、快適に、学校生活を送れるよう配慮するとともに、義務教育費の保護者負担を軽

減するため、春からの消費税増税に係る給食費の増額分については、市が負担する方向で予算計上いたしました。

子育て支援は、未来への投資であります。私は、安心して子供を産み育てる環境を整備し、本市を「子育て最適の地」として発信したいと考えています。その一環として、これまで第3子以降を対象としていた保育料の無料化を、第2子以降へと拡充するべく予算計上いたしました。これら経済的支援と合わせて、市役所内に子育て支援に特化した部署を設けるなど、総合的に子育て支援体制の充実を図ってまいります。

六つ目の「高齢者」支援であります。高齢化が進む中、高齢者がいきいきと生活することは、地域の大きな活力となっています。可能な限り住み慣れた地域において、健康で楽しく充実した生活を送ることができるよう、介護・医療・生活支援・介護予防等に一体的に取り組む「地域包括ケアシステム」について、町会、老人クラブ、NPO、民間企業、ボランティア等、考えられるすべてを事業主体としながら、その構築に取り組んでまいります。

七つ目の「スポーツ」の振興につきましては、市民の皆様の健康で、はつらつとした生活につながるよう、引き続き各種施設の整備を進めてまいります。

なお、総合運動場の整備は、陸上競技場や多目的広場を有する大規模な計画であるため、いま一度、配置計画や工期に無理がないかを点検しながら進めてまいります。

本市では、野球やソフトボールを初め、各種スポーツ競技が幅広い年齢層で盛んに行われ、県内でも高いレベルにあることは市民の誇りであります。スポーツイベントは、参加者だけでなく家族や応援者も一緒に訪れることから、経済効果ももたらします。大会やイベントの開催・誘致を積極的に進めてまいります。

八つ目の「文化・観光」の振興であります。本市には、盛美園、猿賀神社、ねぶた祭り、御閑所祭り、温泉等、恵まれた観光資源があります。

また、りんご畑や水田などの農業資源を生かしたグリーンツーリズム事業も定着し、県外から多くの旅行客を集めています。これらを最大限に生かし、交流人口の拡大、観光収入の増加を図ってまいります。

九つ目の「環境」への配慮につきましては、再生可能エネルギーの普及促進や省エネルギー化に積極的に取り組んでまいります。

県内においていち早く取り組んだ、市内小中学校への太陽光発電パネルの設置であります。26年度において蓄電池を整備し、防災対策も兼ねたエネルギー自給体制の強化を図ります。

市内に建設が計画されている木質バイオマス発電所につきましては、先般、建設に係る許認可を取得され、今後、工事が進められる計画になっております。本市には多くの森林資源があることから、林業振興と合

わせ、木質バイオマスエネルギーの活用を推進してまいります。

省エネルギー対策につきましては、その一環として公共施設の照明のLED化を進めてまいります。今年度、平賀体育館の照明をLEDに転換したところ、約30%の電気量が節減されました。この実証に基づき、順次設置を拡大してまいりたいと考えています。

最後に十番目の「市役所の意識改革」であります、「企業は人なり」という言葉があります。同時に「市役所もまた人なり」と言えますので、前例にこだわらず、新しい発想を持った職員を育成してまいります。

また、市民のための市役所であるということを再認識し、さらなる行政サービスの向上を目指します。

私は、これからの4年間、その舵取り役として、市民との対話を重視し、声なき声にも耳を澄ましなが、市民目線での市政運営に努めてまいります。

また、市政ビジョンを明確にしたうえで、すぐにやるもの、中長期的にやるものなど、市民に明確に説明しながら政策を進めてまいります。

副市長、教育長人事も決まり、新たな体制での市政運営が本格的にスタートいたします。

前市政が積み上げてこられた成果の上に立ち、良いところは伸ばしながら、市の基本理念である「ひと・地域・産業がきらめくまち」の実現にまい進する決意であります。

議員各位と、市民の皆様の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げ、市長就任にあたっての所信表明とさせていただきます。

それでは、各種議案について御説明いたします。

まず、議案第7号人権擁護委員候補者の推薦について、その提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の齋藤千恵子氏の任期が、平成26年6月30日をもって満了となりますので、再度、人権擁護委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるため提案するものであります。

住所・平川市尾崎〇〇〇〇〇、氏名・齋藤 千恵子、生年月日・昭和26年〇〇〇〇であります。齋藤氏の主な経歴ですが、柴田女子高等学校卒業後、保育士になられ、現在は、あらや保育園の園長であります。平成20年7月から現在まで、人権擁護委員としてすばらしい活躍をなされておりますので、再度、推薦いたしたく、議員の皆様方の満場の御賛同をお願い申し上げます。

議案第8号平川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、平川市職員の管理職手当について、年功的な給与処遇を改め、管理職員の職務・職責を端的に反映できるよう、定率制から定額制へ改正するものであります。

議案第9号平川市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例案は、

社会教育法の一部改正に伴い、社会教育委員の委嘱の構成を定めるものであります。

議案第10号平川市国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例案は、平川診療所の移転に伴い診療所の位置を改め、また、消費税法及び地方消費税法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第11号平川市介護保険条例の一部を改正する条例案は、介護保険料の延滞金の端数整理について、平川市税条例と同様の運用とするため、所要の整備を行うものであります。

議案第12号消費税法及び地方消費税法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例案は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、平川市克雪管理センター条例ほか24の条例に規定する使用料等を改正するものです。

議案第13号平川市運動施設条例案は、現在の平川市平賀総合運動施設条例、平川市おのえスポーツセンター条例、平川市屋内プール条例及び平川市尾上体育館条例を廃止し、平川市運動施設条例として一つにまとめ、料金体系等の統一を行い、さらに消費税率の改定に伴う使用料の改正を行うものであります。

議案第14号平川市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する条例案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防支援事業者の指定の基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準が条例委任されたことから提案するものであります。

なお、平川市指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を定める条例及び平川市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例と委任事項が同様であることから、制定に当たっては、この二つの条例と一本化させる形としております。

議案第15号平川市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、包括的支援事業の実施に関する基準に係る規定が条例委任されたことから提案するものであります。

議案第16号平川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるため提案するものであります。

議案第17号平川市運動施設平賀グラウンドの指定管理者の指定及び指

定管理者の管理の期間について、議案第18号平川市運動施設平賀屋内温水プールの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について、及び議案第19号平川市運動施設平賀体育館の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間については、平川市平賀総合運動施設条例を廃止し、平川市運動施設条例を制定することに伴い、平川市公の施設の指定管理者の指定等に関する条例第3条及び第4条の規定に基づき、指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について、議会の議決を求めるために提案するものであります。

管理の指定先を特定非営利活動法人平川市体育協会とし、管理の期間を平成26年4月1日から平成30年3月31日までとするものでございます。

次に、議案第20号平川市運動施設B&G尾上体育館、尾上武道館、尾上野球場、尾上テニスコート及び尾上体育館の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について、議案第21号平川市運動施設碓ヶ関屋内温水プール（ゆうえい館）の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についても、それぞれ平川市おのえスポーツセンター条例、平川市尾上体育館条例及び平川市屋内プール条例を廃止し、平川市運動施設条例を制定することに伴い、平川市公の施設の指定管理者の指定等に関する条例第3条及び第4条の規定に基づき、それぞれ平成26年4月1日から平成27年3月31日までと、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの期間とし、管理の指定先を特定非営利活動法人平川市体育協会とするものであります。

議案第22号は、平成26年度平川市一般会計予算案であります。

平成26年度平川市一般会計当初予算につきましては、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ165億6,000万円を計上いたしました。

今回の予算編成にあたっては、経常的経費を中心とした通年予算として骨格予算を編成することとし、年度当初から執行が必要な事業や既に実施することが決定されている事業を除く政策的経費の肉付けについては、今後補正予算において計上し、合わせて本格予算とすることにいたしました。

その予算の内容について申し上げます。

まず歳入の主なものは1款、市税については、市民税が景気の上向傾向から、特に法人市民税の伸びが大きくなっております。一方で固定資産税は、土地の下落修正の影響などにより、対前年度比0.3%減で見込み、市税全体で23億460万円といたしました。2款、地方譲与税については、自動車重量譲与税及び地方揮発油譲与税とも前年度の見込み額により若干の増となっております。6款、地方消費税交付金については、地方財政計画の伸び率を参考に、対前年度比18.5%増の3億2,000万円といたしました。10款、地方交付税については、地方財政計画に基づき対前年度比0.6%減の72億2,000万円といたしました。14款、国庫支出金は、介護・訓練等給付費及び生活保護費の伸び、さらに臨時福祉給付金の新規計上

により、対前年度比14.8%増の23億9,413万円といたしました。15款、県支出金は、介護・訓練等給付費や青年就農給付金の伸び、さらには再生可能エネルギー等導入推進事業費等の新規計上により、対前年度比12.8%増の12億8,683万円といたしました。18款、繰入金では、起債の繰上償還費の財源として市債管理基金繰入金2億円、経済対策に対応して財政調整基金繰入金を1億7,851万円といたしました。21款、市債は、防災無線施設整備事業、古懸不動野線道路改築事業等の継続事業及び木質バイオマス発電事業貸付事業を計上しておりますが、骨格予算のため、対前年度比25.1%減の10億5,730万円としたことが主な内容であります。

一方、歳出の主なものは、2款、総務費では、地籍座標補正事業、バス運行補助金、木質バイオマス発電事業貸付金などにより、対前年度比5.3%増の18億2,447万円とし、3款、民生費では、碓ヶ関地域福祉センター改修事業、臨時福祉給付金等により、対前年度比5.1%増の54億9,152万円としております。4款、衛生費では、公営墓地拡張事業費を新規計上しておりますが、平川診療所新築事業の終了及び各種がん検診の減額などにより、対前年度比11.9%減の10億4,676万円といたしました。5款、労働費では、国の緊急雇用奨励金が終了したことにより、対前年度比99.6%減の15万円といたしました。6款、農林水産業費では、肉付け予算に回ったものが多いため、対前年度比13.6%減の7億2,716万円といたしました。8款、土木費は、古懸不動野線道路改築事業関連経費の増額や、新規の橋りょう長寿命化対策事業の開始により、対前年度比0.4%増の17億4,089万円としております。9款、消防費は、大型事業であります防災無線施設整備事業が6割程度終了したことから、対前年度比9.6%減の9億7,849万円としております。10款、教育費では、市内小学校太陽光発電設備の蓄電池整備事業や、市内屋内運動場LED照明整備事業を新規に計上いたしました。また、総合運動場整備事業は、肉付け予算に回ったことから、対前年度比18.3%減の13億5,613万円としております。12款、公債費は、将来の公債費負担軽減のため、民間資金繰上償還分として2億円通常償還費に上乗せし計上しているところです。以上が歳出予算の主なるものであります。

続きまして、議案第23号平成26年度平川市国民健康保険特別会計予算案ですが、予算の総額を歳入歳出それぞれ、42億4,408万4,000円計上いたしました。

歳入の主なものは、国民健康保険税9億1,021万4,000円、国庫支出金11億7,481万9,000円、県支出金2億6,110万9,000円、療養給付費交付金2億9,939万3,000円、前期高齢者交付金7億686万円、共同事業交付金5億1,990万5,000円、繰入金3億7,003万7,000円としております。

歳出の主なものは、総務費9,113万7,000円、保険給付費27億477万6,000円、後期高齢者支援費等5億5,811万4,000円、介護納付金2億7,185万9,000円、共同事業拠出金5億3,052万1,000円、保健事業費3,734万6,000

円、諸支出金2,501万7,000円としております。

次に、議案第24号平成26年度平川市介護保険特別会計予算案は、予算総額を、歳入歳出それぞれ36億1,722万5,000円計上いたしました。

歳入の主なものは、保険料6億4,246万3,000円、国庫支出金9億2,964万1,000円、支払基金交付金9億8,456万3,000円、県支出金4億9,088万2,000円、繰入金5億5,346万9,000円としております。

歳出の主なものは、総務費1億2,434万円、保険給付費33億6,467万4,000円、地域支援事業費9,957万5,000円、公債費2,733万5,000円としております。

次に、議案第25号平成26年度平川市後期高齢者医療特別会計予算案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ、2億6,798万3,000円計上いたしました。

歳入の主なものは、保険料1億5,144万1,000円、繰入金1億598万8,000円、諸収入1,050万3,000円としております。

歳出の主なものでありますが、総務費1,096万1,000円、後期高齢者医療広域連合納付金2億5,532万2,000円、諸支出金160万円としております。

次に、議案第26号平成26年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計予算案は、歳入歳出それぞれ、3億2,495万4,000円計上いたしました。

歳入は、診療収入が1億3,681万9,000円、分担金及び負担金2,152万7,000円、使用料及び手数料132万3,000円、繰入金1億5,725万7,000円、諸収入802万8,000円としております。

歳出は、総務費2億2,116万9,000円、医業費4,341万円、公債費5,637万5,000円、予備費400万円としております。

次に、議案第27号平成26年度平川市学校給食センター特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、3億4,053万6,000円計上いたしました。

歳入の主なものは、繰入金2億258万円、給食収入1億3,795万5,000円としております。

歳出の主なものは、平賀学校給食センター費2億1,066万7,000円とし、その主なものは賄材料費9,684万1,000円、尾上学校給食センター費1億406万1,000円とし、その主なものは賄材料費4,478万6,000円であります。また、公債費として2,380万8,000円を計上しております。

次に、議案第28号平成26年度平川市尾上地区住宅地温泉事業特別会計予算案は、歳入歳出それぞれ1,085万9,000円計上いたしました。

歳入の主なものは、温泉使用料1,047万8,000円、分湯収入36万2,000円としてあります。

また、歳出については、猿賀南田温泉管理費439万5,000円、みなみの温泉管理費548万7,000円、それに予備費として97万7,000円としております。

次に、議案第29号平成26年度平川市簡易水道特別会計予算案は、歳入

歳出それぞれ、1,808万2,000円計上いたしました。

歳入の主なものは、事業収入として水道使用料542万1,000円、一般会計からの繰入金1,266万1,000円としております。

また、歳出は、事業費727万9,000円、公債費984万3,000円、予備費96万円としております。

次に、議案第30号平成26年度平川市水道事業会計予算案であります。

第2条「業務の予定量」は、給水戸数は8,867戸に対し、年間総給水量を224万5立方メートルと見込んでおります。

第3条「収益的収入及び支出」の予定額ですが、収入については、水道事業収益が5億4,803万4,000円であります。営業収益として5億3,750万2,000円で、その主なものは給水収益5億3,581万6,000円、ほかに営業外収益1,053万2,000円計上いたしました。

支出は、水道事業費用4億7,622万6,000円計上いたしました。

営業費用として4億6,376万9,000円、その主なものは、受水費等原水費用が2億4,832万4,000円、減価償却費1億3,692万7,000円としております。営業外費用869万4,000円を計上しておりますが、企業債の利息が主なもので869万3,000円としております。このほか、特別損失276万3,000円、予備費100万円を計上いたしました。

次に、第4条「資本的収入及び支出」の予定額ですが、収入につきましては、水道事業資本的収入として2,201万円、その主なものは、企業債元金償還に充てるための一般会計から繰り入れされる出資金2,200万9,000円としております。

支出については、水道事業資本的支出として1億7,720万6,000円、内訳は建設改良費が1,784万1,000円、企業債元金償還金が1億5,936万5,000円としております。

また、本文の括弧書きにありますとおり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億5,519万6,000円は、減債積立金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補てんすることとしております。

次に、議案第31号平成26年度平川市下水道事業会計予算案ですが、第2条「業務の予定量」は、下水道4事業合わせて、処理区域内人口を32,708人、排水戸数を8,723戸と見込んでおります。

次に、第3条「収益的収入及び支出」の予定額ですが、収入については、事業収益として4事業合わせて7億6,499万3,000円を計上いたしました。営業収益として4億818万5,000円を計上し、その主なものは下水道使用料4億702万7,000円であります。

営業外収益は、3億5,680万8,000円で、その主なものは一般会計からの補助金3億5,678万4,000円であります。

支出は、事業費用として、4事業合わせて12億3,727万5,000円計上いたしました。営業費用は、10億2,454万9,000円とし、その主なものは、

岩木川流域下水道維持管理負担金1億5,059万7,000円を含めた、総係費2億3,467万4,000円、減価償却費6億8,233万2,000円であります。

営業外費用2億551万3,000円を計上しておりますが、主なものとしては、企業債の利息が2億550万9,000円であります。

このほか、特別損失531万3,000円、予備費190万円を計上いたしました。

次に、第4条「資本的収入及び支出」の予定額ですが、収入については、資本的収入として、4事業合わせて4億7,643万6,000円を計上いたしました。その主なものとしては、企業債元金償還に充てるための一般会計から繰り入れされる出資金4億5,593万6,000円であります。

支出につきましては、資本的支出として、4事業合わせて7億1,170万2,000円を計上し、その主なものは企業債元金償還金6億8,210万円です。

また、本文の括弧書きにありますとおり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億5,728万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金で補てんすることといたしております。

○議長

市長。

11時15分まで休憩いたします。

(市長降壇)

午前11時04分 休憩

午前11時15分 開議

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長、登壇。

(市長登壇)

○市長

(長尾忠行)

引き続き、御説明申し上げます。

続きまして、議案第32号平成26年度平川市広船財産区一般会計予算案から議案第45号平成26年度平川市碓ヶ関財産区一般会計予算案までの全14件については、財産区予算案であります。

全14件の予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,913万8,000円であり、主な内容につきましては、森林総合研究所による分収造林事業にかかわる除伐等の委託費であります。

議案第46号平成25年度平川市一般会計補正予算案(第7号)は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億2,428万9,000円を減額し、予算総額179億9,684万4,000円とするものであります。

今回の補正は、今年度の各事業費がほぼ固まり、精査するためのものとなっております。

まず、継続費・繰越明許費・債務負担行為及び地方債について、所要の補正をいたしております。

次に、歳入であります14款、国庫支出金では、介護・訓練等給付費2,415万8,000円、古懸不動野線道路改築事業で2,787万2,000円等を減額しております。15款、県支出金では、経営体育成支援事業交付金を1,390万7,000円追加し、農地・農業用施設災害復旧事業で7,748万6,000円減額しております。18款、繰入金では、財政調整基金繰入金を3億4,000万円、市債管理基金繰入金を1億5,000万円減額し、21款、市債では、臨時財政対策債4億4,174万8,000円追加いたしました。

一方、歳出は、2款、総務費では、木質バイオマス発電事業貸付金1億1,200万円計上し、公共施設等整備基金積立金1億円を追加しております。3款、民生費では、介護・訓練等給付費4,831万6,000円、児童手当3,341万5,000円を減額しております。4款、衛生費では、黒石地区清掃施設組合負担金3,408万円追加しております。8款、土木費では、除雪機械購入費2,246万1,000円、道路新設改良工事費1,584万3,000円を減額しております。9款、消防費では、防災無線施設整備事業費2,141万4,000円を減額しております。11款、災害復旧費では、農地・農業用施設災害復旧工事請負費を1億273万8,000円減額しております。

以上が今定例会に提出された、一般会計補正予算案の主なものであります。

議案第47号平成25年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案（第3号）は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,543万9,000円を減額し、予算総額を43億317万1,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では、繰入金に3,171万5,000円を追加し、国庫支出金8,065万1,000円、県支出金219万8,000円、共同事業交付金2,165万8,000円をそれぞれ減額するものであります。

また、歳出では、保険給付費770万円、共同事業拠出金5,119万5,000円、諸支出金1,540万8,000円をそれぞれ減額するものであります。

議案第48号平成25年度平川市介護保険特別会計補正予算案（第3号）は、歳入歳出それぞれ3,686万5,000円を追加し、予算総額それぞれ36億1,649万9,000円とするものであります。

今回の補正は、歳入の保険料を760万7,000円減額、国庫支出金を2,029万8,000円減額、支払基金交付金を1,051万1,000円追加、県支出金を305万4,000円追加、繰入金を2,120万5,000円追加、市債を3,000万円追加し、歳出では、総務費を63万円追加、保険給付費を3,623万5,000円追加するものであります。

議案第49号平成25年度平川市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第2号）は、歳入歳出それぞれ709万4,000円を減額し、予算総額それぞれ2億5,841万8,000円とするものであります。

補正の内容ですが、歳入では、保険料に108万2,000円を追加し、繰入金483万6,000円、諸収入334万円をそれぞれ減額するものであります。

また、歳出は、総務費237万7,000円、後期高齢者医療広域連合納付金

362万7,000円、諸支出金109万円をそれぞれ減額するものであります。

議案第50号平成25年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算案（第3号）は、歳入歳出それぞれ2,744万5,000円を減額し、予算総額それぞれ7億1,947万8,000円とするものであります。

補正の内容ですが、歳入では、診療収入1,474万1,000円、負担金178万1,000円、使用料28万円、繰入金30万8,000円、市債1,180万円をそれぞれ減額し、諸収入を146万5,000円追加するものであります。

また、歳出では、総務費を1,802万6,000円、医業費を941万9,000円それぞれ減額するものであります。

次に、議案第51号平成25年度平川市水道事業会計補正予算案（第2号）であります。

補正内容ですが、収益的収入については、営業外収益に津軽広域水道企業団からの応急給水資材補助金として、雑収益を150万円追加し、収益的支出については営業費用のうち水質検査手数料140万円、量水器取替業務委託料100万円をそれぞれ減額し、資本的支出の建設改良費のうち、量水器購入費1,237万7,000円、備品購入費12万1,000円、車両購入費4万円減額するものであります。

議案第52号平成25年度平川市下水道事業会計補正予算案（第4号）ですが、補正内容は収益的収入につきましても、流域下水道建設負担金の減額に伴う公共下水道事業収益150万円、一般会計補助金の精査による特定環境保全公共下水道事業収益1,500万円、農業集落排水事業収益4,000万円をそれぞれ追加するものであります。

資本的収支の収入につきましても、公共下水道事業に要する企業債1,100万円追加し、一般会計出資金の精査により、特定環境保全公共下水道事業資本的収入1,500万円、農業集落排水事業資本的収入4,000万円をそれぞれ減額し、支出については、公共下水道事業資本的支出のうち、建設負担金150万円減額し、企業債償還金1,260万円追加するものであります。

次に、議案第53号平成25年度平川市広船財産区一般会計補正予算案（第2号）から議案第62号平成25年度平川市碓ヶ関財産区一般会計補正予算案（第1号）までの全10件は、財産区の補正予算であります。

その内容ですが、全10件の予算総額から、歳入歳出それぞれ1,034万7,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ1,025万5,000円とするものであります。

主な内容につきましては、分収造林契約を締結している森林総合研究所の事業計画変更のため、分担金及び林業費を変更するものであります。

次に、議案第63号平成25年度平川市水道事業会計資本金の額の減少についてと、議案第64号平成25年度平川市下水道事業会計資本金の額の減少についてであります。地方公営企業会計制度の見直しに伴い、平成26年度予算から新会計基準が適用となり、償却資産のみなし償却制度が

廃止され、補助金分についても減価償却対象となりました。

以上のことから、資本金に含まれる補助金相当額を資本剰余金に振り替え、さらに長期前受金へ振り替えるためのものであります。

地方公営企業法第32条第4項の規定により、資本金を減少する場合、議会の議決が必要なため提案するものであります。

議案第65号は、平川市過疎地域自立促進計画の変更についてであります。

平川市過疎地域自立促進計画に掲載した事業について、事業の追加が生じたので、過疎地域自立促進特別措置法の規定により、議会の議決を経て計画を変更するため提案するものです。

議案第66号は、東部辺地総合整備計画及び久吉辺地総合整備計画の策定についてであります。

今回策定する計画は、小型動力ポンプ積載車更新事業ほか2事業を登載するものであります。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により、議会の議決を経て計画を策定する必要があるため提案するものであります。

次に、議案第67号市道路線の認定についてであります。

道路法第8条第2項の規定により、市道路線を新たに認定するため、提案するものであります。

議案第68号は、市有財産の減額貸付けについてであります。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を得るため提案するものであります。

貸付けする財産の建物の種類は、旧平川市立小国小・中学校、所在地が平川市小国川原田12番地1、面積は534.22平方メートルで、貸付の目的は建物を減額して貸付けることにより、廃校の有効活用及び雇用の促進を図るとともに、弘前大学と企業の共同研究に市が支援することで、地元での高機能食材開発の確立を目指すものであります。

貸付する相手方の住所・氏名は、平川市大坊竹原218番地1、あすなろ理研株式会社、貸付期間は平成26年4月1日から平成29年3月31日まで、減額する金額は、普通財産の貸付料の算定基準により、算定された当該建物の貸付料年額の5分の4に相当する金額といたしました。

議案第69号は、平川市老人福祉センター条例を廃止する条例案であります。

平川市老人福祉センターについて、施設の老朽化が著しいことから、この条例を廃止するため提案するものであります。

議案第70号平川市生きがい活動拠点施設条例の一部を改正する条例案も議案第69号と関連いたしますが、生きがい活動拠点施設として設置された施設のうち、平川市生きがい活動拠点施設は、平川市老人福祉センターと一体的な利用をしてきたものであります。

よって、施設の老朽化により、平川市老人福祉センター条例の廃止に合わせ、平川市生きがい活動拠点施設条例より平川市生きがい活動拠点施設を削除するため提案するものであります。

以上が、本日上程しました議案の概要でありますので、十分御審議のうえ、原案どおり議決を賜りますようお願い申し上げ、議案の説明を終わります。

なお、訂正がございます。

提案理由説明中、議案第22号一般会計予算案において、歳入10款、地方交付税を78億2,000万円とすべきところを、72億2,000万円と御説明いたしました。謹んで訂正させていただきます。よろしくお願いをいたします。

(市長降壇)

○議長

以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第5、予算特別委員会の設置及び委員長・副委員長の選任についてを議題とします。

本定例会に平成26年度の各会計の予算案が提出されましたので、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、平成26年度の各会計の予算案について審査することを目的に、20人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、平成26年度の各会計の予算案について審査することを目的に、20人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において20人の全議員の皆さんを指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました20人の全議員の皆さんを予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、予算特別委員会の委員長及び副委員長の互選方法について、お諮りします。

会議規則第126条第5項の規定に準じ、この場で議長より委員長、副委員長を指名推選することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員長及び副委員長の選任方法は、議長が指名推選することに決しました。

それでは、予算特別委員会の委員長及び副委員長を指名推選いたしま

- す。委員長に9番、對馬 實議員、副委員長に10番、齋藤政子議員を指名推選いたします。
- これに御異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認め、委員全員の同意があったものとして、両氏を当選人とします。
- 予算特別委員会委員長、副委員長のあいさつを求めます。
- はじめに委員長、登壇願います。
- （予算特別委員会委員長登壇）
- 予算特別委員会委員長（對馬 實議員） ただいま予算特別委員会が設置され、予算特別委員会の委員長に御指名をいただきました、9番、對馬 實です。
- 御指名をいただき、責任の重さを感じております。
- さて、御承知のとおり、予算特別委員会は1年間の市民生活に直接かわる、大切な予算審議であります。
- 委員の皆様方には、活発な議論と慎重なる審査をお願いし、また、理事者におかれましては、明快なる答弁をお願いするものであります。
- 私自身不慣れではございますが、皆様の御協力をいただき、委員長の職務を全うしたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げ、挨拶にかえさせていただきます。
- （予算特別委員会委員長降壇）
- 議長 次に副委員長、登壇願います。
- （予算特別委員会副委員長登壇）
- 予算特別委員会副委員長（齋藤政子議員） ただいま予算特別委員会の副委員長に指名されました、10番、齋藤政子でございます。
- 委員長を補佐し、大変微力ではございますが、誠心誠意職務をまっとうしたいと思っておりますので、皆様の御協力をお願い申し上げ、はなはだ簡単ではございますが就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。
- （予算特別委員会副委員長降壇）
- 議長 日程第6、人事案件に入ります。
- 議案第7号について、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思います。
- これに御異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
- よって、議案第7号は直ちに審議することに決定しました。
- 議案第7号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。
- 人事案件につき、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長 異議なしと認めます。
よって、直ちに採決いたします。
議案第7号人権擁護委員候補者の推薦について採決します。
議案第7号について、同意することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第7号については、同意することに決定いたしました。
日程第7、議案付託に入ります。
提出議案目録及び議案の付託先案について、御手元に配布してありますので、御参照を願います。
議案第8号平川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。
これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 質疑を終わります。
お諮りします。
本案を総務企画常任委員会に付託することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、本案は総務企画常任委員会に付託することに決定いたしました。
議案第9号平川市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例案を議題とします。
これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 質疑を終わります。
お諮りします。
本案を教育民生常任委員会に付託することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、本案は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。
議案第10号平川市国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例案を議題とします。
これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 質疑を終わります。
お諮りします。
本案を教育民生常任委員会に付託することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第11号平川市介護保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。

本案を教育民生常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第12号消費税法及び地方消費税法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例案を議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。

本案を総務企画常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は総務企画常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第13号平川市運動施設条例案を議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。

本案を教育民生常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第14号平川市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する条例案を議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

○議長

お諮りします。

本案を教育民生常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第15号平川市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例案を議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。

本案を教育民生常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第16号平川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案を議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。

本案を教育民生常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第17号平川市運動施設平賀グラウンドの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。

本案を教育民生常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第18号平川市運動施設平賀屋内温水プールの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。

本案を教育民生常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第19号平川市運動施設平賀体育館の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。

本案を教育民生常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第20号平川市運動施設B&G尾上体育館、尾上武道館、尾上野球場、尾上テニスコート及び尾上体育館の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。

本案を教育民生常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第21号平川市運動施設碓ヶ関屋内温水プール(ゆうえい館)の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。

○議長

本案を教育民生常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に議案第22号から議案第45号までの24件は、平成26年度の予算案件であり、先ほど議員全員をもって予算特別委員会を設置したことから、質疑を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認め、質疑を省略します。

次に、お諮りします。

議案第22号から議案第45号までの24件を予算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第22号から議案第45号までの24件は予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

議案第46号平成25年度平川市一般会計補正予算案（第7号）を議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

8番、工藤竹雄議員。

○8番

（工藤竹雄議員）

9ページの地方債の補正ですね。これは歳入、歳出もかかります。いわゆる木質バイオマスの発電事業の貸付金でございます。これは、26年度にも掲載されておりますけれども、この補正予算についてはあまり具体的に説明されておりました。そして先ほど、市長の所信の中で建設にかかる許可が取得されたともしておりました。

これたしか前のあれでいくと、2月の26、7日ごろかなということもある人が言っていましたけれども、現実にはこれ許可がおりましたか。

それ2点合わせて。要するに許可がいつごろなのか。それともう一つは、これの貸付の資金、出どころはどこになるのか、合わせてお願いします。

○議長

企画財政部長。

○企画財政部長

いまお尋ねの資金の流れでございます。御説明いたします。

（木村雅彦）

これはいわゆる、ふるさと融資という資金になります。市が民間の金融機関から借り入れをし、それをいわゆる財団法人地域総合整備事業団を経由し、事業者へ貸し付けするということになってございます。以上でございます。

○議長

許可は、いま調べてるそうですけれど。

8番、工藤竹雄議員。

○ 8 番
（工藤竹雄議員）
○ 議長
○ 企画財政部長
（木村雅彦）

そうするとこれ、26年度の説明会と同じ内容と理解しました。そしてその中で、じゃあこれの利子についてはいくらほどになるんですか。

企画財政部長。

もう少し、そうすると詳しく御説明をいたします。

この事業は、全体の事業費の融資限度額というのがありますが、これは全体事業費の35%ということになってございます。それで、これ仮の試算でございませうけれども、大体25億の事業費があるとすれば、その35%でございませうので、8億7,000万程度の融資がなされるということで、その利息につきましては市が負担するのが1,700万ほど。

この借入れに関する利息については、75%については特別交付税で補てんされるということになっておりますので、実質的な平川市の負担は1,700万程度というふうに御理解をいただければと思います。以上でございます。

○ 議長
○ 建設部長
（鳴海和正）

建設部長。

いつごろ許可がおりたかとの御質問でございませうけれども、1月29日付で県の審査会がオーケーなりまして、こちらの平川市の許可がおりてございます。

○ 議長
○ 8 番
（工藤竹雄議員）

8番、工藤竹雄議員。

私の情報とはちょっと違うような感じがしているんだけどね、1月29日。改めて調査してほしいと思います。

そしていまの1,700万の件なんですけれども、そうするといま25年度が1億1,200万ですよ、そうすると26年度の予算には2億2,800万。そうすると27年には5億3,500万。これトータルして1,700万と、私は理解しました。でもね、26年度まだ、27年度まだ借りていないですよ。それで一気にこうみていいんですか。26年度まだ予算通ってませんよ。それで一気に1,700万。

ただ、私、いま言っているのは、1億1,200万に対してはいくら利息がかかるんですかと。じゃあ26年度はいくらですかと。借りてないものまで、利息払うわけじゃないけれどね、借りてないから。私、そこをちょっとほしいんですよ。年度の部分の利息、足せば1,700万とは思いますがけれども、27年度までかかる事業ですので、そのところをできればお願いしたいとそう思っています。

○ 議長
○ 企画財政部長
（木村雅彦）

企画財政部長。

各年度の借入れに係る利息の負担はいかほどか。というようなお尋ねかと思っております。残念ながら私の手元には、トータルの資料しかございませんので、できれば後ほどでも御説明したいと思っておりますがいかがでしょうか。

○ 議長

ほかに御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長

以上で質疑を終わります。

- 議長 お諮りします。
本案を総務企画常任委員会に付託することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
異議なしと認めます。
よって、本案は総務企画常任委員会に付託することに決定いたしました。
議案第47号平成25年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案（第3号）を議題とします。
これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
お諮りします。
本案を教育民生常任委員会に付託することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって、本案は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。
議案第48号平成25年度平川市介護保険特別会計補正予算案（第3号）を議題とします。
これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
お諮りします。
本案を教育民生常任委員会に付託することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって、本案は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。
議案第49号平成25年度平川市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第2号）を議題とします。
これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
お諮りします。
本案を教育民生常任委員会に付託することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって、本案は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。
議案第50号平成25年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会

計補正予算案（第3号）を議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。

本案を教育民生常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第51号平成25年度平川市水道事業会計補正予算案（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。

本案を建設経済常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第52号平成25年度平川市下水道事業会計補正予算案（第4号）を議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。

本案を建設経済常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、議案第53号平成25年度平川市広船財産区一般会計補正予算案（第2号）から議案第62号平成25年度平川市碓ヶ関財産区一般会計補正予算案（第1号）までの計10件は、財産区一般会計補正予算案でありますので一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

なお、質疑のある方は議案番号を告げてから質問内容に入ってくださいようお願いいたします。

御質疑ありませんか。

○議長

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終わります。

お諮りします。

議案53号平成25年度平川市広船財産区一般会計補正予算案(第2号)から議案第62号平成25年度平川市碓ヶ関財産区一般会計補正予算案(第1号)までの10件を総務企画常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。

○議長

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第53号から議案第62号までの10件を総務企画常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第63号平成25年度平川市水道事業会計資本金の額の減少についてを議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

○議長

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終わります。

お諮りします。

本案を建設経済常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

○議長

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第64号平成25年度平川市下水道事業会計資本金の額の減少についてを議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

○議長

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終わります。

お諮りします。

本案を建設経済常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

○議長

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第65号平川市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

○議長

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終わります。

お諮りします。

本案を総務企画常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

○議長

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は総務企画常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第66号東部辺地総合整備計画及び久吉辺地総合整備計画の策定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。

本案を総務企画常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は総務企画常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第67号市道路線の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。

本案を建設経済常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第68号市有財産の減額貸付けについてを議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。

本案を総務企画常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は総務企画常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第69号平川市老人福祉センター条例を廃止する条例案を議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

○議長

お諮りします。

本案を教育民生常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第70号平川市生きがい活動拠点施設条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。

本案を教育民生常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第8、請願の付託に入ります。

請願第1号特定秘密保護法の撤廃を求める意見書採択の請願を議題とします。

紹介議員に請願の趣旨説明を求めます。

13番、齋藤律子議員、登壇願います。

(齋藤律子議員登壇)

○13番

(齋藤律子議員)

13番、齋藤律子です。

請願第1号特定秘密保護法の撤廃を求める意見書採択の請願について、紹介議員として趣旨説明を行います。

昨年、12月に成立した特定秘密保護法は、多くの国民が反対している声に背を向け、わずか1カ月余で、十分な審議も尽くされないまま、強行採決により成立しました。

特定秘密の範囲が広範で、定義が不明確なことや、日本国憲法が保障している基本的人権を脅かす内容となっていることや、国民が生活に関わる重要な情報を知ることができないなど、請願趣旨にもあるように特定秘密保護法の危険性や、数多くの問題点が指摘をされております。

そのため、マスコミ、演劇界、芸術界、放送界、宗教界、学者、文化人など広範にわたり、反対や危惧する声わき起こっています。2月の12日、弘前市内の弁護士・有志、17人が特定秘密保護法の廃止を求めようと、弘前市議会へ国へ意見書を提出するよう請願したという新聞報道がありました。その中で秘密の範囲が広がることで、大衆の声が抑え込まれることになる。また、こうしたずさんな法律に基づいて裁判するのは、法律家として同意できないなど、法律家として記者会見での言葉は

まさにその通りで、国会の国政調査権や議会人の我々の質問権も乱暴に侵害される危険性もあります。

特定秘密保護法の撤廃を求める意見書採択の請願を平川市議会でも、満場一致で採択していただきますよう、紹介議員として心からお願いを申し上げる次第です。どうぞよろしくお願いをいたします。以上につき、請願第1号の趣旨説明とさせていただきます。

(齋藤律子議員降壇)

○議長

会議規則第141条の規定により、総務企画常任委員会に付託いたします。次に、請願第2号国へ「T P P交渉からの撤退を求める意見書」提出の請願を議題とします。

紹介議員に請願の趣旨説明を求めます。

13番、齋藤律子議員、登壇願います。

(齋藤律子議員登壇)

○13番

(齋藤律子議員)

13番、齋藤律子です。請願第2号国へ「T P P交渉からの撤退を求める意見書」提出の請願について、紹介議員として趣旨説明を行います。

昨年、12月、年内の合意を目指すとしてきたT P P交渉は、担当の甘利大臣も合意できなければ無期延期になりかねないと、日米ともに意気込んでT P P閣僚会議に臨みましたが、結局、2月の25日、T P P閣僚会議は大筋合意ができずに閉幕しました。

T P P交渉は漂流した、長期化したとの見方が広がっています。アメリカは日本との協議で、牛肉、豚肉などの農産5項目の関税撤廃を強く求めたようです。安倍首相は、聖域なき関税撤廃が前提でないことが明らかになったとし、T P P交渉に参加をしましたが、このことから見ても安倍首相の言動は偽りだったということになります。

マスコミ報道では、アメリカの強硬な姿勢に日本がよく踏ん張っているように見えますが、裏を返せば5項目のうち、一つでも日本が守ればよく頑張ったとなってしまう危険性があります。今後は、4月のオバマ大統領の来日までが山場となりそうですが、オバマ大統領にT P P合意の手土産を持たせないことが重要ではないでしょうか。国益を最優先し、守らなければ、交渉からの脱退も辞さないものとするという国会決議に従えば、いまこそ脱退すべきではないでしょうか。

平川市議会でも、T P P交渉からの撤退を求める意見書提出の請願を第一次産業を基幹産業とする青森県、平川市の経済を守り、さらに発展させる上でも満場一致で採択していただきますよう、紹介議員としてもお願いを申し上げます。以上、請願第2号の説明とさせていただきます。

(齋藤律子議員降壇)

○議長

会議規則第141条の規定により、建設経済常任委員会に付託いたします。企画財政部長。

○企画財政部長

先ほど、工藤議員からのお尋ねがあった、25年度の借り入れに係る市

(木村雅彦)

の利息の負担はいかほどかということでございますけれども、これについても私、借り置きして、総事業費、それから融資の額等々申し上げました。まだ実際、借りてございませんので、大体うちのほうで試算しているのは、年利を大体2%ぐらいということで試算してみますと、大体25%のうちの負担金は56万円程度ということの試算でございます。以上でございます。

○議長

次に、お諮りいたします。

5日は議案熟考等のため、6日は常任委員会開催のため、この2日間は本会議を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長

異議なしと認めます。

よって5日、6日の2日間は本会議を休会とすることに決定しました。なお、お諮りいたします。

各常任委員会に付託いたしましたすべての議案については、会議規則第44条の規定により、3月12日までに審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長

異議なしと認めます。

各常任委員会に付託したすべての議案については、3月12日までに審査を終わるよう期限をつけることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、7日、午前10時開議とし、その日は一般質問を予定しております。

本日はこれをもって散会します。

午後0時10分 散会

